株式会社アスタリスク 第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アスタリスク第5回新株予約権(以下「本新株予

約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,200,000 円(本新株予約権 1 個当たり 275 円)

3. 申込期日4. 割当日及び払込期日2024年9月17日2024年9月17日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当て

る。

EVO FUND 6,400 個 トリプルウィン株式会社 1,600 個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

8.000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 275 円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当 社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たり の出資される財産の価額(以下「行使価額」という。) は、当初、550円とする。
- 10. 行使価額の修正
 - (1) 2025 年 3 月 17 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合(但し、当該取締役会の決議を行った日(以下「決議日」という。)の直前取引日の 16 時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知していた場合に限る。)、行使価額は、決議日の直前取引日(同日に株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。以下同じ。)における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 242 円(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、①本新株予約権、第6回新株予約権又は第7回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合(本新株予約権、第6回新株予約権又は第7回新株予約権のいずれかの回号について初回の行使価額の修正が行われる場合を除く。)、②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社は本項第(1)号に基づく決議を行うことができない。なお、上記①に関して、本新株予約権、第6回新株予約権又は第7回新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過している場合であれば、これらの全ての回号又はいずれか二つの回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行 交付普通株式数×1株当たりの払込金額

調整後 = 調整前 行使価額 行使価額 普通株式数

時価 既発行普通株式数+交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価 額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場 合を含む。) 又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を 請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第6回 新株予約権及び第7回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当ての場合を含むが、 当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価 額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証 券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式 が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株 予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日 以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日 以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式 の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権 利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で 発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券 又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交 付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

調整前行	使価額-	-調整後行使価額) ×

調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にと どまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする 事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、 調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤ の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使 価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使 価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある とき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間

2024年9月18日(当日を含む。)から2027年9月17日(当日を含む。)までとする。

- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。以下本項において同じ。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
 - (2) 当社は、2027 年 9 月 17 日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約 権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。) が前号に定める口座

に入金された日に発生する。

- (4) 本項の規定に基づき、本新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、本新株予約権者に対し、本新株予約権に係る買取契約及び本発行要項に基づき本新株予約権者の本新株予約権の行使請求が可能である場合には、本新株予約権の行使を拒否することができない。
- 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFI銀行新大阪支店

- 21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。
- 22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

- 24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役執行役員社長に一任する。